

京都市畜産経営改善対策事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第138号

京都市畜産経営改善対策事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市畜産経営改善対策事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第12条中「農業指導所」の右に「(その所在地が右京区役所京北出張所の所管区域内にある場合にあっては、京北農林事務所)」を加える。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(産業観光局農林部農業振興整備課)